基づき、当該市町村に代わって当該市町村の指定災害廃棄物の収集、運搬及び処分を行うことができることとし、所要の措置を講ずることとした。（第八六条の五第九項～第一三項及び第一〇八条の四第一項関係）

三　この法律は、公布の日から起算して二〇日を経過した日から施行することとした。

◇貿易保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（法律第五九号）（経済産業省）

一　貿易保険法の一部改正関係

1　株式会社日本貿易保険の設立

(一)　総則

(1)　株式会社日本貿易保険（以下「会社」という。）は、対外取引において生ずる通常の保険によって救済することができない危険を保険する事業を行うことを目的とする株式会社とした。（第三条関係）

(2)　政府は、常時、会社の発行済株式の総数を保有していなければならないこととした。（第四条関係）

(3)　政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、会社に出資することができること等とした。（第五条関係）

(二)　役員及び職員

会社の役員等の選任及び解任の決議並びに会社の代表取締役等の選定及び解職の決議は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じないこととした。（第七条関係）

(三)　貿易保険引受基準及び再保険引受基準並びに引受決定

(1)　経済産業大臣は、会社が貿易保険の引受けを決定するに当たって従うべき基準（以下「貿易保険引受基準」という。）及び再保険の引受けを決定するに当たって従うべき基準（以下「再保険引受基準」という。）を定めることとし、当該基準を定めたときは、これらを公表することとした。（第一五条関係）

(2)　会社は、貿易保険又は再保険の引受けを行おうとするときは、貿易保険引受基準又は再保険引受基準に従って、貿易保険又は再保険の引受けを決定しなければならないこととし、貿易保険又は再保険の引受け（経済産業省令で定めるものに限る。）を決定しようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣にその旨を通知し、相当の期間を定めて、意見を述べる機会を与えなければならないこととした。（第一六条関係）

(四)　財務及び会計

(1)　会社は、毎事業年度の開始前に、その事業年度の事業計画を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならないこととした。（第一八条関係）

(2)　会社は、責任準備金の算出方法書を作成し、経済産業大臣の認可を受けなければならないこととし、毎事業年度末において、貿易保険の保険契約等に基づく将来における債務の履行に備えるため、責任準備金を積み立てなければならないこととした。（第二一条及び第二二条関係）

(3)　政府は、会社が、社債を発行し、又は資金を借り入れることによっても、なお貿易保険の事業に要する費用等に充てるための資金の調達をすることが困難であると認められるときは、予算で定める金額の範囲内において、必要な財政上の措置を講ずることとした。（第二八条関係）

(五)　雑則

(1)　会社は、経済産業大臣がこの法律の定めるところに従い監督し、経済産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるとき等には、会社に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができることとした。（第三一条関係）

(2)　会社の定款の変更の決議は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じないこととした。（第三三条関係）

(3)　政府は、会社が外国政府等に関する貿易保険等に関して取得した債権等についてその免除等をした場合において、その免除等をしたことが我が国が締結した条約その他の国際約束に照らして特に必要なものであると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、会社に対し、その免除等をした債権等の額の全部又は一部に相当する額の交付金を交付することができることとした。（第三六条関係）

2　政府の再保険の廃止

政府の再保険に係る規定を削除することとした。（改正前第四章関係）

3　罰則

罰則について所要の規定を設けることとした。（第七四条～第七七条関係）

4　その他

その他所要の規定の整備を行うこととした。

二　特別会計に関する法律の一部改正関係

貿易再保険特別会計に係る規定を削除することとした。（改正前第二条第一項第一四号及び第二章第一四節関係）

三　附則関係

1　経済産業大臣は、設立委員を命じ、会社の設立に関して発起人の職務を行わせることとした等、会社の設立の手続等に関し必要な事項について定めることとした。（附則第二条～第一一条関係）

2　会社の成立の際現に国が有する権利及び義務のうち、政府の再保険事業に関するものは、会社が承継することとした。（附則第一二条関係）

3　独立行政法人日本貿易保険は、会社の成立の時において解散することとし、その一切の権利及び義務は、その時において会社が承継することとした。（附則第一三条関係）

4　この法律の施行に伴う所要の経過措置について定めることとした。（附則第一五条～第二六条関係）

5　関係法律について所要の改正を行うこととした。（附則第二七条～第三七条関係）

四　この法律は、一部の規定を除き、平成二九年四月一日から施行することとした。

◇水防法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第二七二号）（国土交通省）

水防法等の一部を改正する法律（平成二七年法律第二二号）の施行期日は、平成二七年七月一九日とすることとした。

◇水防法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第二七三号）（国土交通省）

一　下水道法施行令の一部改正関係

1　公共下水道の暗渠又は流域下水道の施設に設けることのできる物件

公共下水道の暗渠又は流域下水道の施設に設けることのできる物件は、次に掲げる工作物であって、公共下水道管理者又は流域下水道管理者が下水の排除等に著しい支障を及ぼすおそれのない構造であると認めたものとすることとした。（第一七条の二及び第一七条の一一関係）

(一)　量水標等を支持し、又は保護するための工作物

(二)　熱交換器による下水熱の効率的な利用のために必要な測定器並びに当該熱交換器及び当該測定器を支持し、又は保護するための工作物

2　公共下水道の暗渠に熱交換器を設けることができる者

公共下水道の暗渠に熱交換器を設けることができる者は、下水熱の利用に関する適正かつ確実な計画を有し、かつ、下水熱の利用を行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有する者であると、公共下水道管理者が認めた者とすることとした。（第一七条の三第二項関係）

3　排水設備の技術上の基準に関する条例の基準

公共下水道管理者が条例で定める排水設備の技術上の基準についての政令で定める基準を、下水道法施行令第八条の技術上の基準に相当する基準を含むものであること並びに雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させるために必要な排水設備の設置及び構造の基準を定めるものとして一定の要件に適合することとした。（第一七条の四関係）

4　管理協定の対象となる雨水貯留施設の規模

管理協定の対象となる雨水貯留施設の規模として政令で定める規模を、雨水を貯留する容量が一〇〇立方メートル以上のものとすることとした。ただし、特に必要があると認める場合においては、公共下水道管理者は、条例で、一〇〇立方メートル未満で、別に定めることができることとした。（第一七条の五関係）